

## 広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

### 広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「関係室」を「関係課」に改める。

第五条の見出し中「室長」を「課長」に改め、同条第一項中「及び室長」を「課長及びグループリーダー」に改め、同条第三項を削る。

第六条中「室長」を「課長」に改める。

第八条第一項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第十一条の二第一項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第十二条第一項中「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同項第二号及び第三号中「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第二項中「室」を「課」に、「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同条第三項中「総務審査室」を「総務審査課」に、「主務室」を「主務課」に改める。

第十三条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第十四条中「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十五条中「主務室長」を「主務課長」に、「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十六条中「主務室」を「主務課」に、「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十七条中「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十九条中「主務室長」を「主務課長」に改める。

第二十四条第一項中「室」を「課」に、「主務室長」を「主務課長」に、「関係室」を「関係課」に改め、同条第二項中「室」を「課」に、「関係室」を「関係課」に改め、同条第三項中「室」を「課」に、「主務室」を「主務課」に改め、同条第四項中「主務室長」を「主務課長」に、「室」を「課」に改める。

第二十八条中「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第三十条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第三十一条第一号中「総務審査室」を「総務審査課」に、「当該決裁文書を添付して、広島県総務部総務管理局文書法制室（以下「文書法制室」という。）」を「広島県総務局総務管理部総務課（以下「総務課」という。）」に改め、同条第二号中「総務審査室」を「総務審査課」に、「当該決裁文書を添付して、文書法制室」を「総務課」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十二条第一項中「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同条第二項中「主務室長」を「主務課長」に、「室」を「課」に改める。

第三十三条中「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十四条の見出し中「主務室」を「主務課」に改め、同条第一項中「主務室」を「主務課」に改め、同条第二項中「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十五条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第三十六条の見出し中「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同条第一項中「主務室長」を「主務課長」に、「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第三十七条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十八条及び第三十八条の二中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第三十九条第一項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改め、同条第二項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第三項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改める。

第四十条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「会計管理局用度室長」を「会計管理局用度課長」に改める。

第四十四条第二項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第四十四条の二から第四十五条までの規定中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

事務局長専決事項	課長専決事項	グループリーダー専決事項
<p>第一 一般的事項</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号。以下「地公法」という。）第八條第一項第一号の規定による人事行政に関する調査、人事記録に関すること、管理及びその他人事に関する統計報告の作成</p> <p>二 地公法第八條第一項第八号の規定による職員に対する給与の支払の監理</p> <p>三 地公法第八條第一項第十一号の規定による職員の苦情の処理</p> <p>四 地公法第十七條第三項ただし書の規定による選考によつて採用することの承認</p> <p>五 任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号。以下「任用規則」という。）第二條の二第一号ただし書の規定による任命を採 用に 係ることの承認（知事部局等の室長及びこれに相当する職以上の職に係るものを除く。ただし、事案の処</p>	<p>一 事実の証明及び謄本、抄本等の交付</p> <p>二 告示、公告その他の公示</p> <p>三 軽易な申請、催告、届出等</p> <p>四 予算の配当替及び令達</p> <p>五 県税外収入金の徴収</p> <p>六 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令（旅費システムにより処理する切符等に係るものを除く。）</p> <p>七 任用規則第四十條の規定による臨時的任用の承認</p> <p>八 地公法第二十二條第二項の規定による臨時</p>	<p>一 軽易な届出及び報告</p> <p>二 軽易又は定例的な事実の証明及び謄本の抄本等の交付</p> <p>三 軽易かつ定例的な申請、催告、照会、回答、届出等</p> <p>四 収入の原因为ついで決裁を経たものの一件の千五百円未満の収入の通知及び</p>

<p>理が緊急を要し、かつ、人事委員会を開くいとまがない場合は、この限りでない。第七号、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号において同じ。）</p> <p>六 任用規則第九条(第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による試験の告知</p> <p>七 任用規則第十四条の規定による選考の実施</p> <p>八 任用規則第二十条から第二十四条までの規定による任用候補者名簿に係る追加、削除、復活及び訂正</p> <p>九 任用規則第二十八条から第三十三条の規定による任用候補者の提示及び提示の延期</p> <p>十 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号)第四条第二項の規定による勤務延長の期限の延長の承認</p> <p>十一 職員の定年等に関する規則(昭和六十年広島県人事委員会規則第二号。以下「定年規則」という。)第三条第三項の規定による勤務延長職員の異動の承認</p> <p>十二 定年規則第六条の規定による勤務延長の状況報告の受理</p> <p>十三 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第三号。以下「公益法人等派遣規則」という。)第三条第二号の規定による派遣の対象とならない職員の特例の承認</p> <p>十四 公益法人等派遣規則第四条の規定による給与の支給の承認</p> <p>十五 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。)第七条第三項の規定による任期の更新の承認</p> <p>十六 任期付職員法第八条第三項の規定による異動の承認</p> <p>十七 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号。以下「任期付研究員法」という。)第三条第四項の規定による採用計画の協議</p> <p>十八 任期付研究員法第四条の規定による任期の特例承認</p> <p>十九 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第八号。以下「任期付研究員規則」という。)第二条の規定による異動の承認</p> <p>二十 試験問題の決定</p> <p>二十一 試験員の委嘱</p> <p>二十二 人事異動の取扱に関する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号)</p> <p>二十三 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第四条の二の規定による給料月額協議</p> <p>二十四 職員の給与の支給に関する規</p>	<p>九 的任用の更新</p> <p>十 法の令等に基づく輕易な届出、申出及び報告</p> <p>十一 行政文書の公開及び開示の可否の決定</p> <p>十二 職員の事務分担の決定</p> <p>十三 職員の職務専念義務の免除及び休暇の承認</p> <p>十四 職員の旅の命令及び報告の受理</p> <p>十五 職員等の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)</p> <p>十六 勤務時間等条例第六号第二項の規定による職員の休憩時間の短縮</p> <p>十七 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令</p> <p>十八 勤務時間等条例第八号の規定による育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認</p> <p>十九 勤務時間等条例第八号の二の規定による育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限</p> <p>二十 職員の部分休業の承認及び取消し</p> <p>二十一 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し</p> <p>二十二 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認及び取消し</p> <p>二十三 職員の身分、給与及び通勤の証明</p> <p>二十四 未滿の予算千五百万円及び有価証券の出納通知</p> <p>二十五 物品及び印刷の要求</p> <p>二十六 前各号に掲げる事項のほか、事務内容が前各号に類すると認められるもの</p>	<p>五 支命令(費用に係るものを除く。)</p> <p>六 職員に対する職員き</p> <p>七 章の交付</p> <p>八 物品の出納通知</p> <p>九 物品の要求</p> <p>十 各種の調製及び等縦覧並びに閲覧の許可</p> <p>十一 事務掌事</p> <p>十二 事務掌事</p> <p>十三 事務掌事</p> <p>十四 事務掌事</p> <p>十五 事務掌事</p> <p>十六 事務掌事</p> <p>十七 事務掌事</p> <p>十八 事務掌事</p> <p>十九 事務掌事</p> <p>二十 事務掌事</p> <p>二十一 事務掌事</p> <p>二十二 事務掌事</p> <p>二十三 事務掌事</p> <p>二十四 事務掌事</p> <p>二十五 事務掌事</p> <p>二十六 事務掌事</p> <p>二十七 事務掌事</p> <p>二十八 事務掌事</p> <p>二十九 事務掌事</p> <p>三十 事務掌事</p> <p>三十一 事務掌事</p> <p>三十二 事務掌事</p> <p>三十三 事務掌事</p> <p>三十四 事務掌事</p> <p>三十五 事務掌事</p> <p>三十六 事務掌事</p> <p>三十七 事務掌事</p> <p>三十八 事務掌事</p> <p>三十九 事務掌事</p> <p>四十 事務掌事</p> <p>四十一 事務掌事</p> <p>四十二 事務掌事</p> <p>四十三 事務掌事</p> <p>四十四 事務掌事</p> <p>四十五 事務掌事</p> <p>四十六 事務掌事</p> <p>四十七 事務掌事</p> <p>四十八 事務掌事</p> <p>四十九 事務掌事</p> <p>五十 事務掌事</p> <p>五十一 事務掌事</p> <p>五十二 事務掌事</p> <p>五十三 事務掌事</p> <p>五十四 事務掌事</p> <p>五十五 事務掌事</p> <p>五十六 事務掌事</p> <p>五十七 事務掌事</p> <p>五十八 事務掌事</p> <p>五十九 事務掌事</p> <p>六十 事務掌事</p> <p>六十一 事務掌事</p> <p>六十二 事務掌事</p> <p>六十三 事務掌事</p> <p>六十四 事務掌事</p> <p>六十五 事務掌事</p> <p>六十六 事務掌事</p> <p>六十七 事務掌事</p> <p>六十八 事務掌事</p> <p>六十九 事務掌事</p> <p>七十 事務掌事</p> <p>七十一 事務掌事</p> <p>七十二 事務掌事</p> <p>七十三 事務掌事</p> <p>七十四 事務掌事</p> <p>七十五 事務掌事</p> <p>七十六 事務掌事</p> <p>七十七 事務掌事</p> <p>七十八 事務掌事</p> <p>七十九 事務掌事</p> <p>八十 事務掌事</p> <p>八十一 事務掌事</p> <p>八十二 事務掌事</p> <p>八十三 事務掌事</p> <p>八十四 事務掌事</p> <p>八十五 事務掌事</p> <p>八十六 事務掌事</p> <p>八十七 事務掌事</p> <p>八十八 事務掌事</p> <p>八十九 事務掌事</p> <p>九十 事務掌事</p> <p>九十一 事務掌事</p> <p>九十二 事務掌事</p> <p>九十三 事務掌事</p> <p>九十四 事務掌事</p> <p>九十五 事務掌事</p> <p>九十六 事務掌事</p> <p>九十七 事務掌事</p> <p>九十八 事務掌事</p> <p>九十九 事務掌事</p> <p>一百 事務掌事</p>
---	---	--

<p>       則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号。以下「給与規則」という。)に基づく給料の支給日の変更及び特殊勤務手当の支給対象業務等の認定        二十五 給与規則別表第三備考及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)別表第二の二備考の規定による認定        二十六 給料表の適用範囲に関する規則(昭和二十二年広島県人事委員会規則第八号。以下「給料表適用範囲規則」という。)(第五条第二号及び第六条の規定による職員の設定等)        二十七 給料表適用範囲規則第八条の規定に関する承認        二十八 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十号)に基づく初任給、昇格、昇給等の承認及び報告の要求        二十九 級別職務区分表(昭和三十三年広島県人事委員会指令第六十一号)備考二に規定する特例措置の承認        三十 初任給調整手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十四号)第一条第一項第一号及び同条第二項の規定による職の認定並びに同条第三項の規定による職の認定        三十一 職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号)第十条の三第三項の規定による支給単位期間の承認並びに通勤手当の運用方針(昭和三十三年指令第四百四十七号)第三項の規定による交通機関及び料金の認定、同運用方針第二第三項の規定による経路の認定並びに同運用方針六ただし書の規定による通勤所要回数承認        三十二 単身赴任手当に関する規則(平成二年広島県人事委員会規則第六号)第五条第三項及び単身赴任手当の運用方針(平成二年指令第百一十一号)第四の五に規定する転居をせざるを得ない職員の認定並びに同運用方針第七の二の規定による協議        三十三 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号)別表第一備考の規定による特地公署の認定及び別表第二備考の規定による準特地公署の認定        三十四 宿日直手当に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第九号)第二条の規定による宿日直勤務の承認        三十五 管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)第一条及び第二条の規定による支給対象職等の認定等        三十六 職員の旅費に関する条例(昭和     </p>		
--	--	--

<p>二十八年度広島県条例第二十三号)第二      条第二項及び第二十八号第二項の規      定による職務等の協議      三十七 職員の勤務時間及び休暇等に      関する条例(平成七年広島県条例第五      号)に基づく勤務時間の割振り等の承      認      三十八 職員の勤務時間及び休暇等に      関する規則(平成七年広島県人事委員      会規則第一号)第十條第一項の表第二      十五号の規定による特別休暇に係る      承認      三十九 職務に専念する義務の特例に      関する規則(昭和三十四年広島県人事      委員会規則第七号)第二條第九号の規      定による職務に専念する義務の免除      に係る承認      四十 地公法に基づく職員団体の登録      及び職員団体の規約又は登録申請書      記載事項の変更届の受理      四十一 労働基準法(昭和二十二年法律      第四十九号)に基づく労働時間、休日      等に関する許可又は命令及び同法別      表第一の区分に基づく県の各事業の      号別決定      四十二 労働安全衛生法(昭和四十七年      法律第五十七号)に基づく機械等の検      査及び衛生管理者選任の特例等の許      可並びに労働安全衛生に関する勧      告、指示及び命令      四十三 行政文書の公開及び開示の可      否の決定についての異議申立てに対      する決定      四十四 申請、催告、通知、照会、回      答、届出等      四十五 法令等に基づく各種届出及び      報告の受理      四十六 前各号に掲げる事項のほか、      事務の内容が前各号に類すると認め      られるもの      第二      人事委員会事務局職員に関する事      項      二一 役付職員を除く職員の任免      一 役付職員を除く職員の休職、療      養、復職及び職務復帰      三 役付職員を除く職員の営利企業等      の従事許可      四 職員の昇給      五 職員の研修の計画及び実施      六 課長以上の役付職員の職務専念義      務の免除の承認並びに休暇の届出の      受理及び承認      七 課長以上の役付職員の旅行の命令      及び報告の受理      八 課長以上の役付職員の時間外勤      務、夜間勤務及び休日勤務の命令      九 課長以上の役付職員の週休日の振      替及び代休日の指定      十 前各号に掲げる事項のほか、事務      の内容が前各号に類すると認められ      るもの</p>		
--	--	--

別表第二(第四十三条関係)

公印の種類、印刻文字及び寸法（ミリメートル）

- 一 委員会印  
広島県人事委員会（大） 六十  
広島県人事委員会（小） 二十七
- 二 委員長印  
広島県人事委員会委員長 二十七
- 三 事務局長印  
広島県人事委員会事務局長 二十七
- 四 課長印  
広島県人事委員会事務局課長 二十三

附 則

この人事委員会訓令は、平成二十年四月一日から施行する。